

特例事項	管理コード	制度の現状	該当法令・条項等	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	提案事項 コード	提案主体名	特区構想名
国立大学教員等の勤務時間内役員兼業の職務専念義務免除の要件の具体化	200010	勤務時間内兼業によらなければ兼業先企業の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときは、割り振られた勤務時間の一部を割くことができるようにすることとしている。	人事院規則14-17, 14-18	D-2		特区において措置する役員兼業に係る職務専念義務免除の要件として必要最小限のものが掲げられているものであり、これに対応可能である。なお、要望事項は新たに規制の特例措置を講じるようなものではない。	「時間内兼業でなければ研究成果活用が行えない事情の存在」の有無等については、承認権者である大学長等が判断することとなるとの理解でよいか。	承認権者が承認する際の要件の一つであるので、承認権者がその有無について判断することになる。			1054030	千葉市	環境リサイクル・スポーツ特区
											1055050	千葉市	中心市街地活性化特区
国立大学教員等の兼業手続きの簡素化等	200020	国立大学教員等の技術移転兼業及び研究成果活用兼業に係る承認権限は、昨年10月に所轄庁の長等に委任されており、更に国立大学長等にも委任できる。	国家公務員法第103条、人事院規則14-17, 14-18	C D-1		昨年10月に国立大学長等に承認権限が委任されており、兼業の手続きの簡素化、短縮化が可能となっている。なお、「地方公共団体の公式アドバイザー」は営利企業の役員ではないため、国家公務員法第103条の適用はない。	自治体からの提案には、「特区において、事前に日時を特定して承認者の承認を得ることなく、事後の通知を可能とできないか」とあり、承認手続きの一層の簡素化について、更なる改善を検討されたい。	給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部について職務専念義務を免除することとする措置なので、その免除する日時は事前に特定する必要があるが、承認権者等の工夫により承認手続き等の簡素化は可能であると考えられる。	D-2		1175090	長崎県小浜町	小浜総合自然エネルギー特区
											200090	割り振られた勤務時間を割こうとする場合には、日時を特定して、承認権者の承認を得るようにすることとしている。	人事院規則14-18
国立大学教員等の株式会社等の監査役の内容	200030	株式会社等の監査役兼業を行う場合に、割り振られた勤務時間の一部を割くことができる旨の規定はない。	国家公務員法第101条、人事院規則14-19	C		技術移転兼業や研究成果活用兼業における取締役の職務は大学等の研究成果を民間に移転するための経営方針等の決定及び職務執行を行うものであるのに対し、監査役兼業における監査役は取締役の職務執行の監査を行うことが職務であることから、「大学が保有する様々な知識を時機を逸することなくスムーズに企業へ還元し、先端産業の振興を図るため」とは考えられない。	平成12年4月から、国立大学等の株式会社等の監査役兼業について認められているところであり、技術移転兼業等と同様に、公務の運営に支障を生じない等の前提で、特区において要望を実現できないかを具体的に検討して回答されたい。	京都市の特区での要望は、「大学が保有する様々な知識を時機を逸することなくスムーズに企業へ還元し、先端産業の振興を図るため」の特例措置であり、技術移転や研究成果活用を行う取締役との兼業が認められた趣旨には合っているが、監査役は取締役の職務執行の監査を行うものであるから、同市の要望の趣旨は監査役兼業についてのものとは考えがたい。いずれにしても、『技術移転型』の技術移転兼業や研究成果活用兼業と『企業統治型』の監査役兼業とは、その趣旨・目的が異なっているのだから、技術移転兼業等で認めたからといって同じように論じることができない。			1180040	京都市	知の創出・活用特区

特例事項	管理コード	制度の現状	該当法令・条項等	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	提案事項 コード	提案主体名	特区構想名
	200110	国立大学教員等の株式会社等の監査役兼業については、平成12年4月から行うことができることとされている。	国家公務員法第103条、人事院規則14-19	E		国立大学教員等の株式会社等の監査役兼業については、すでに行うことができる。					1394040	堺市	国際楽市楽座特区
任期付研究員(若手研究員型)の任期延長	200040	従前、任期を5年とするため人事院の個別承認を必要としていたところを、文書による研究計画から研究業務の遂行に特に必要な期間が3年を超えることが明らかな場合には人事院の承認があったものとして取り扱うこととし(包括承認、事後報告化)、これにより難しい場合にのみ個別承認とする旨通達を改正済み(平成14年6月20日施行)。	一般職員の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第4条第2項、任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例の運用について(任企一149)任期付研究員法第3条第3項及び第4条第2項関係第5項	D-1		研究業務の遂行に3年超の期間が必要な場合、その必要性を研究計画で明らかにして人事院に事後報告することにより現行制度においても任命権者の判断による任期の延長が可能。	貴省からの回答には、「任命権者の判断により任期の延長が可能」とあるが、提案は若手研究員の任期原則3年を招へい研究員型の原則5年と同じにしてほしいというものであり、特区において要望をそのまま実現できないか、具体的に検討し回答されたい。	任期付研究員法において、若手育成型研究員の任期は、その能力の涵養に資する研究業務について一定の成果を上げるために必要な期間としては原則3年とすることが適当であるとした一方、招へい型研究員の任期は高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務について一定の成果を上げるために必要な期間としては原則5年が適当であるとしたものであり、両者の趣旨の違いに基づき任期の原則に違いを設けたこのような考え方には合理性があるものと認識している。(任期の原則については、このような考え方を取っているものの、若手育成型研究員については、個別の研究業務の性質上あらかじめ任期を5年とすることが適当な場合も認められることから、その必要性を研究計画で明らかとした場合には人事院に事後報告することにより任命権者の判断で任期を5年とすることができるように措置しており、従事する研究業務に応じた対応が可能となっている。)		1219030	兵庫県、新宮町、上郡町、三日月町	先端光科学技術特区	
	200050			C		制度の所管省庁欄の「人事院」を「【人事院】」とされたい。(理由)人事院としては、大学教員の人事管理を全体として統括する立場である文部科学省において、通常の教員と任期付教員との給与上の格差について整理し、関係者の納得を得た上で具体的な要望があれば、積極的に対応。(全国的に対応)	自治体の要望は、大学等の任期付き教員の給与の弾力的運用であり、この点について、貴院の見解を示されたい。	任期を定めて任用された大学教官について、一般職員とは異なる給与の仕組みを設けるためには、新たな法的措置が必要である。人事院としては、大学教員の人事管理を全体として統括する立場である文部科学省から具体的な要望があれば、積極的に対応する所存。	C	I	1249130	福岡県・福岡市	福岡アジアビジネス特区(福岡アジアビジネス地区)
国立大学教員等の民間企業の役員兼業についての国立大学長等による承認	200060	国立大学教員等の技術移転兼業及び研究成果活用兼業に係る承認権限は、昨年10月に所轄庁の長等に委任されており、更に国立大学長等にも委任できる。	国家公務員法第103条、人事院規則14-17、14-18	D-1		現行の規定により、すでに国立大学長等に承認権限が委任されている。	自治体の要望は、技術移転兼業及び研究成果活用兼業に限らず、全ての兼業の承認権者を大学の長とできないかというものであり、特区において要望を実現できないかを具体的に検討し回答されたい。	岐阜県の要望事項は「国立大学における研究成果の企業への円滑な技術移転及び事業化を推進」であり、対象は「国立大学の教員等が研究成果活用企業の役員等と兼業する場合における」ものであることから、『技術移転型』の役員兼業についての承認に係るものであって、すでに国立大学長等に承認権限が委任されている。			1298040	岐阜県	IT特区
											1299040	岐阜県	特定成長産業集積特区

特例事項	管理コード	制度の現状	該当法令・条項等	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	提案事項 コード	提案主体名	特区構想名
国立大学教員等の役員兼業手続きの簡素化等	200070	国立大学教員等の技術移転兼業及び研究成果活用兼業に係る承認権限は、昨年10月に所轄庁の長等に委任されており、更に国立大学長等にも委任できる。	国家公務員法第103条、人事院規則14-17, 14-18	D-1		昨年10月に国立大学長等に承認権限が委任されており、兼業の手続きの簡素化、短縮化が可能となっている。					1312010	熊本県	先端産業を担う人材育成特区
国立大学教員等の週40時間勤務に縛られない短時間勤務制の容認	200080	内閣総理大臣の認定を受けた特区計画に基づき、国立大学教員等が技術移転兼業又は研究成果活用兼業を行う場合において、一定の要件の下に、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるようにすることとしている。	人事院規則14-17, 14-18	D-2		勤務時間内兼業については、内閣総理大臣の認定を受けた特区計画に基づき、国立大学教員等が技術移転兼業又は研究成果活用兼業を行う場合において、一定の要件の下に、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるようにすることとしている。					1313010	熊本県	環境循環型産業創出特区
国立大学教員等の週40時間勤務に縛られない短時間勤務制の容認	200100	内閣総理大臣の認定を受けた特区計画に基づき、国立大学教員等が技術移転兼業又は研究成果活用兼業を行う場合において、一定の要件の下に、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるようにすることとしている。	人事院規則14-17, 14-18	D-2		勤務時間内兼業については、内閣総理大臣の認定を受けた特区計画に基づき、国立大学教員等が技術移転兼業又は研究成果活用兼業を行う場合において、一定の要件の下に、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるようにすることとしている。					1378050	東京都	東京湾岸地域における経済特区

特例事項	管理コード	制度の現状	該当法令・条項等	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	提案事項 コード	提案主体名	特区構想名
国立大学教員等の民間企業の役員兼業の対象範囲の拡大	200120	国立大学教員等は、技術移転事業者(TLO)、研究成果活用企業の取締役又は株式会社等の監査役を兼ねることができる。	国家公務員法第103条、人事院規則14-17, 14-18, 14-19	C		現行の役員兼業については、平成11年に総理大臣の指示を受けて設けられた関係省庁による「国立大学教官等の民間企業役員兼業問題に関する連絡会議」において、内閣法制局の憲法上の判断を得て、現下の社会経済情勢等にかんがみ、憲法の定める公務員の全体の奉仕者性を踏まえた国家公務員法体系下、ぎりぎりの内容として、閣議了解を経て、一定の要件の下で途が開かれたものであり、これ以上の対象範囲の拡大は、非公務員型独法化に伴い、国家公務員の身分を離れた後に行うことが適当と考える。	提案者の趣旨を踏まえ、引き続き検討された。	前回の考え方に変更はない。			1446010	長野県	生涯健康都市形成支援特区
一般職の国家公務員の弁護士業務・公認会計士業務の容認	200130			E		弁護士業務、公認会計士業務は国家公務員法第103条の「営利企業を営む」ものには当たらないので、同条の規定は適用されない。					2145080	(株)東京リーガルマインド	専門資格者増員特区